

家庭保存用

令和2年9月2日

保護者の皆様

東近江市立御園小学校
校長 富江 智代乃

台風等の接近にともなう措置について（お知らせ）

初秋の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、台風が多く発生する季節を迎え、それにともない非常変災およびその他緊迫事態における児童の安全確保のための措置について、ご案内申しあげます。下記の内容につきまして、ご理解の上、ご協力賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

1 午前7時に特別警報・暴風警報が出ていたら、臨時休校

午前7時の時点で、滋賀県下に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」（例：暴風警報、暴風雨警報、暴風雪警報）が出ていた時、県下の公立小・中・高等学校は一斉に臨時休業になります。臨時休業の連絡は学校からはいたしませんので、テレビ等で午前7時の気象情報を正確に把握してください。臨時休業中のお子さんの安全には十分ご留意ください。

2 午前7時に暴風警報がでなかったら、登校

午前7時の時点で、暴風を含む警報が出ていない時は、県下一斉の臨時休業とはなりません。ただし、気象状況の変化に伴い、通学路の安全確保が危ぶまれる場合においては、通学班ごとに自宅待機をし、その旨を必ず学校に連絡ください。その後、危険が無くなりましたら登校をしてください。

また、大雨警報、洪水警報など気象状況が局地的に異なることもあります。学校によって臨時休業または始業時間の繰り下げの措置をとることもあります。この際には、学校から携帯やパソコンにてメール配信します。

3 学校にいる間に暴風警報が出たら、繰り上げ下校

学校にいる間に、滋賀県に暴風を含む警報が出た時、あるいは同様の警報の発令が必至と判断される場合には、安全を考慮した上で児童を下校させます。この際には、下校予告時刻をメール配信します。

※急な下校の際、自宅が留守等で子どもが帰れない事情がありましたら、連絡いただきますようよろしくお願いします。

※学童に通っている児童は、繰り上げ下校の措置がとられた場合でも、いったん学童に下校します。その後、学童での対応となります。